

山形市動物愛護推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の規定に基づき、動物愛護推進員(以下「推進員」という。)の委嘱の推進及び推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うとともに、動物の愛護及び管理に関する施策の推進を図るため、山形市動物愛護推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 推進員の委嘱の推進に関すること。
- (2) 推進員の活動に対する支援に関すること。
- (3) その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる機関、団体等から推薦のあった者のうちから市長が依頼する。

- (1) 公益社団法人山形県獣医師会
- (2) 動物の適正飼養又は愛護を目的として活動している団体
- (3) 動物取扱業者
- (4) 町内会関係団体
- (5) その他市長が適当と認める機関、団体等

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長の職務を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(次項において「会議」という。)は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 会長は、必要に応じて委員以外の者に対し会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、山形市動物愛護センターに置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月4日から施行する。